

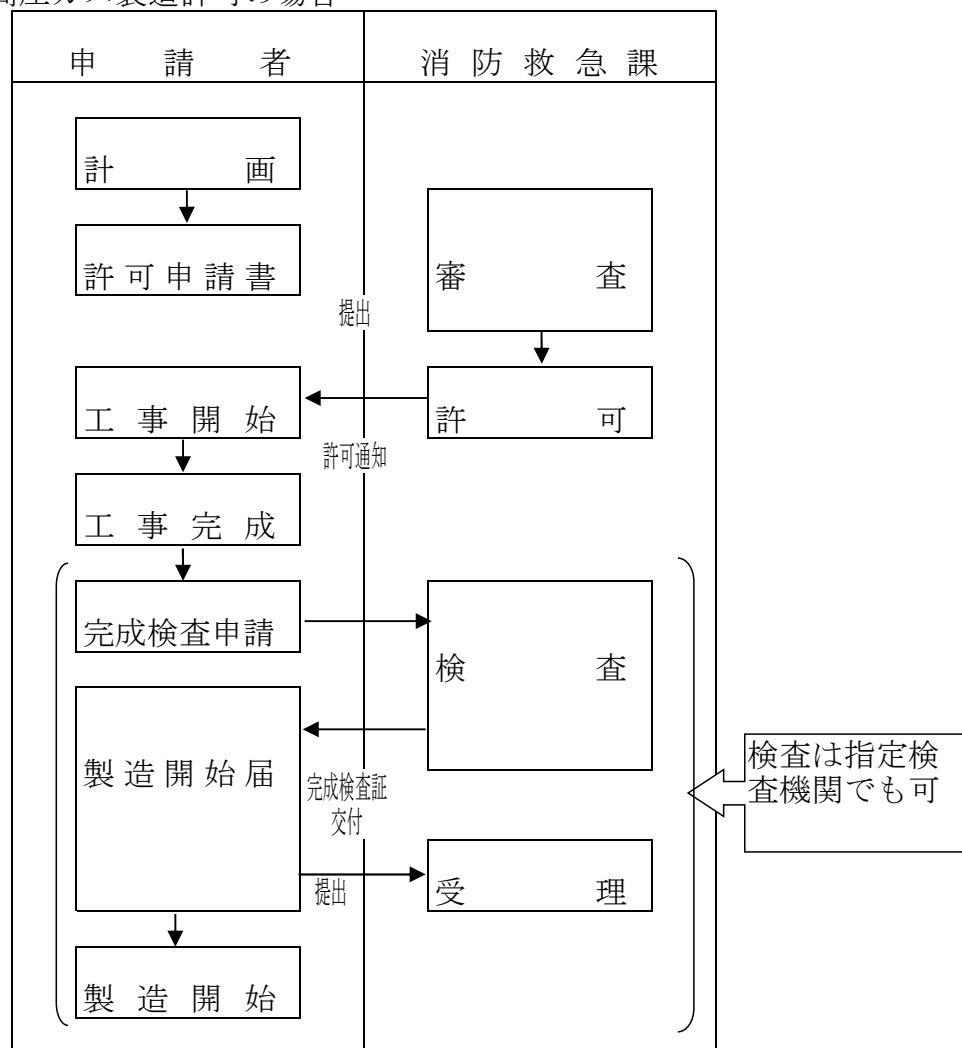
3 高圧ガスの製造

令和8年4月1日現在

根 拠 法 令	高圧ガス保安法(第5条第1項、第2項)	担当課 担当係	消 防 救 急 課 保 安 係 0742-27-5422
制度の概要	高圧ガスを製造しようとする者、又は大型冷凍機を使用して高圧ガスを製造しようとする者は高圧ガスの処理能力等により許可又は届出が必要となる。		
目 的	高圧ガスの製造について規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、もって公共の安全を確保することを目的とする。		
対 象 地 域	県内全域		
規 制 内 容	1 高圧ガス製造許可が必要な場合 (1) 1日の処理能力が100m³(不活性ガス等政令で定める高圧ガス(※)のみの場合は300m³)以上の高圧ガス設備を使用して高圧ガスの製造をする場合 ※不活性ガス等政令で定める高圧ガスとは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性のものを除く。)又は空気をいう。 (2) 1日の冷凍能力が20t(二酸化炭素、フルオロカーボン及びアンモニアを冷媒ガスとするものにあつては50t)以上の冷凍設備を使用する場合 2 高圧ガス製造事業届が必要な場合(上記1に該当する場合を除く。) 高圧ガスの製造の事業を行う場合は、事業開始日の20日前までに知事に届出なければならない。 3 高圧ガス製造届が必要な場合(上記1に該当する場合を除く。) この場合、製造開始日の20日前までに知事に届出なければならない。 (1) 1日の冷凍能力が3t以上(フルオロカーボン(不活性のものに限る)及び二酸化炭素を冷媒ガスとするものは20t以上、フルオロカーボン(不活性のものを除く)及びアンモニアを冷媒ガスとするものは5t以上)の冷凍設備を使用する場合 (2) 認定指定設備のみを使用する場合 4 適用除外 高圧ボイラーや鉄道車両のエアコンデショナー内の高圧ガス又は船舶安全法、鉱山保安法、航空法、電気事業法等の法令により規制を受けている高圧ガスについては適用除外となるので消防救急課まで問い合わせること。		
許可等の基準	1 製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 2 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 3 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないこと。		

手続のフロー図

高圧ガス保安法の規定による高圧ガスの製造許可申請等
1 高圧ガス製造許可の場合



2 高圧ガス製造事業・製造届の場合

